

農夫ピアズの夢（序～第五章）における ラングランドの真理

小山 浩 代

1 序

イギリス中世の精神的意義を明確に今日に伝え、その歴史に普遍的意味を与えている古典文学作品の系譜の中で、宗教的頭韻詩、“*The Vision of William Concerning Piers The Plowman*”の Visio「夢」の部分であらためて考察することにする。Visio は Prologus と Passus I～VII から成るがここでは Passus V までをあつかう。Passus V の結びとなっている「真理」に至る道に人間がどのように導かれてゆくのか、詩人ラングランドの真理に対するひたすらな信仰と従順さ、その真理に照らされた公平さを何よりの尺度とする厳しい現世批判、更に如何なる人間をも神の慈愛によって救いの世界に導き入れようとする強い人間肯定の精神を読みとってゆきたい。テキストの種類や写本等については多くの文献によって簡単にすでに述べ¹⁾てあるのでここではくり返さない。

作者は詩の内容からイングランドの比較的低い階層に属していた un-beneficed cleric²⁾であろうと想像される。いわゆる作者としての詩人像は作品の主題をさまざまな視点から考察してゆく過程で自ずと映し出されるであろう。ここでは1377年頃書かれたであろうと推定されているBテキストを使用する。その理由は他の多くの研究書のテキスト評価に従っている。

この詩が、歴史・社会・経済等の分野からみて貴重な資料としての意義を持ちそのような角度からの研究対象とされているのは言うまでもないが、イギリス中世文学の典型的な詩の形態である Dream Allegory の性格をい

かした考察をすすめたい。

この長いキリスト教詩が当時数多くの写本によって読みひろめられ、他の作者達に³⁾影響を及ぼし、やがて第二次大戦後には⁴⁾チャーサーに次ぐ関心をひく文学になって生き続けている。その生命力はプロローグの夢の部分にはっきり表現されているキリスト教倫理の中核である真理希求の精神である。十六世紀の宗教改革者達から⁵⁾予言の書とみなされるまでに注目されるようになったこと⁶⁾の背景には、政治や社会も含めて歴史の転換期におかれたイングランドの状況も認められるが、そのような特定の条件を超えて、作者が厳しい倫理観を持ちながら尚も人間に信頼と期待をいだきつつ、キリスト教の真理顕現を目指し実践の道を求めた深い愛の倫理を見出すことが出来る。そのような主題が作品にどのようにあらわれているか読みすすめてゆくことにする。

2 Prologue

Of alle maner of men • the mene and the riche,

Worchyng and wandryng • as the worlde asketh. (l. 18~19)⁶⁾

ピアズという名の農夫の第一の夢であるが、このような表現でさまざまな階層の、またさまざまな生き方の人間が現世でくらししており、作者が好ましく思う人間像や鋭い批判の対象となる職業の人物などが登場する。その中で各所で非難の対象とされるのに怠惰があげられる。

Bidders and beggeres • fast aboute zede,

With her belies and her bagges • of bred ful ycrammed;

Fayteden for here fode • fouzten atte ale;

In glotonye, god it wote • gon zhiij to bedde,

And ryseth vp with ribaudye • this Roberdes knaues;

Sleep and sleu the • suweth hem euere. (l. 40~45)

又、Pilgrymes や Palmers と称された巡礼者達⁷⁾は、本来の目的を失ってすっかり俗化してしまっている。

I seigh somme that seiden • thei had ysouzt seyntes;
 To eche a tale that thei tolde • here tonge was tempred to lyc,
 More than to sey soth • it semed bi here speche. (l. 50~52)

このような彼らの話しぶりから何れの話題も真実というより虚言の方が多いというなげかわしい有様が示されている。詩人が常に素朴な感情をこめて好ましく描いているのは現実生活においてひたすら労働に勤しむ農夫達の姿であり、主を愛することを第一として (for loue of owre lorde, l. 26), 自分自身を楽しませることをせず祈りと償罪に捧げた日々を送る聖職者達である。

この世的安楽を貪り求めて、偽り・不正・怠惰な生き方に墮落している人間を、身分・貧富を問わず非難しているが、殊に、宗教を自分の利益のために悪用しようとする托鉢修道士 (friars), 免償説教家 (pardonere) 等のいわゆる聖職売買 (symonye) には容赦ない憤りをあらわしている。

本来カトリック信仰の正統な宗教の領域で仕えるべき聖職者の意識が国家の政治的権威に妥協したこの時代の荒唐ぶりは *venal clerics*⁸⁾ と総称される托鉢修道士の悪行 (58~99行), 司教になりすました免償説教家 (68行) にあらわれている。国王及び国王が守るべき法律上の責任についてのアレゴリカルな描写は 112行から 210行にわたっており, 買収された法律家 (211~216行) もはびこる社会の腐敗ぶりが描かれている。

教会とその権威についての箇所にもみられる詩人の言葉, 即ち

Ac of the cardinales atte Courte • that caught of that name, (l. 107)
 にある *cardinals* (枢要徳⁹⁾) (=cardinal virtues) と *cardinal* (枢機卿) をかけた *ironical* な表現と 'inpugnen I nelle' (109行) という言及には注目すべきであろう。M. Stokes¹⁰⁾ は *cardinal virtues* というのは, *reason* と *nature* の所産であり普通はキリスト教以前の *natural law* の一部とみなされたものであり, それに対して, *theological virtues* (=faith, hope, charity) は, より優位にあるはずであるのに, キリスト教真理を顕現している働きを持つ教会では重要な権威がしばしば前者と結びつけられているのは

驚くべきことであると述べている。詩人にとって、キリスト教は natural law にとってかわるものという性質ではなく、natural law による社会正義をより効力あるものにする働きを持つものとしてとらえられている。

天使の国王に対するラテン語の言葉に注意すべきである。

'Sum Rex, sum Princeps • neutrum fortasse deinceps;

O qui iura regis • Christi specialia regis,

Hoc quod agas merius • iustus es, estopiuis!

Nudum ius a te • vestiri vult pietate;

Qualia vis metere • talia grana sere.

Si ius nudatur • nudo de iure metatur.

Si seritur pietas • de pietate metas!' (l. 132~138)

王なるキリストの法を行なう者は正しくあると同時に慈悲深くあれ、正義そのものに慈悲の衣をはおらせるように、正義から慈悲の衣をはぎとるならば、汝自身正義そのものによって裁かれるであろうと語られ、詩人はここで現世の最高の権威者にゆるぎない真理の道すじとすべきキリスト教の愛と律法の原理を示している。この原理は作品全体に表われている主要なテーマである。

3 Passus I

不正・虚偽・怠惰・浪費のままに俗世の日々を送る人間達を夢にみた農夫ピアズの前に登場する Holiecherche 〈聖教会〉という貴婦人は、この詩の主題であり、当然中世キリスト教思想の中心的概念である Treuthe 〈真理〉について、先ず、

'The toure vp the toft,' quod she • 'Treuthe is there-inne,

And wolde that ze wrougte • as his worde techeth;

For he is fader of feith • fourmed zow alle,

Bothe with fel and with face • and zaf zow fyue wittis

Forto worschip hym ther-with • the while that ze ben here.

(l. 12~16)

において、真理は ‘fader of feith’ であり、人々が真理の教える言葉に従って行いをなすように望んでいると説き、以下現世の世俗的価値とキリスト教の真理に基づいた価値について解き明かしてゆく。

‘Madame, mercy,’ quod I • ‘me liketh wel zowre wordes,
Ac the moneye of this molde • that men so faste holdeth,
Telle me to whom, Madame • that tresore appendeth?’ (l. 43~45)

人々が執着している財宝は一体誰のものかとたずねるピアズに向って、「理性」がおさめるところに従い、理智によりまもると答え、聖書を引用し説教を続ける。ピアズは又〈聖教会〉に魂の救われ方を問い、

‘Teche me to no tresore • but telle me this ilke,
How I may saue • that seynt art yholden?’ (l. 83~84)

キリスト教信仰への道を求めることになる。あらゆる財宝を試みて後に真理こそ最善のもの、

‘Whan alle tresores aren tried,’ quod she • trewthe is the best;
I do it on *deus caritas* • to deme the sothe;
It is as derworth a drewery • as dere god hym-seluen. (l. 85~87)

であり、¹²⁾ *deus caritas* 即ち God is love. (I John, iv. 8) という言葉で真実を示す。

Who-so is trewe of his tonge • and telleth none other,
And doth the werkis ther-with • and wilneth no man ille,
He is a god bi the gospel • agrounde and aloft,
And ylike to owre lorde • bi seynte Lukes wordes. (l. 88~91)

哲学的形而上学的言葉としての「真理」は、キリスト教信仰のあるなしにかかわらず全ての善き人に求められている理想の表現であるが、この真理を認識実践する過程が信仰に通じる道であり、真理・神・愛はこの詩でつねに equivalent の関係にある。この真理を社会的には、国王や騎士達が理性の働きでまもることにより *divine law* をこの現世で維持する役目を果

すのである(94行以下)。

Ac tho that worch wel • as holiwritt telleth,
 And enden as I ere seide • in treuthe, that is the best,
 Mowe be siker that her soule • shal wende to heuene,
 Ther treuthe is in Trinitee • and troneth hem alle. (l. 128~131)

善なる行いと真理のうちにこの世を終ることは最善のことであり、魂が heuene にゆくことは確かなことである。そこでは「真理」は三位一体のうちにあり、人々は王座を与えられ、それ故前に説かれたとおり、

For-thi I sey as I seide ere • bi sizte of thise textis,
 Whan alle tresores arne ytried • treuthe is the beste. (l. 132~133)

全てを試みて後、真理は最善のものとなるという〈聖教会〉の言葉から、真理こそ人間の究極の目標であり、魂の救済を得るための最も価値あるものとなる。真理は愛をもって全てのわがをなし、モーゼは愛を最も天国にふさわしいもの、徳の中で最も価値ある平和の樹として説いている。

And alle his werkes he wrougte • with loue as him liste;
 And lered it Moises for the leuest thing • and moste like to heuene,
 And also the plente of pees • moste precious of vertues. (l. 148~150)

愛が我々の創造主となり我々を導くと同時に法律を定め罰を科す力を持つ。貧しい者に施しをする愛に欠けた者はミサや定時課においても徳をささずかることは出来ないものであり、善き行いを伴わない信仰は価値がなく死の如く空しいものと説き、善き行為とならないものは信仰として認められないと同時に愛を伴わない真理は存在しないことを強調する。ラングランドの思想の実践的意義が徹底してあらわされている。

4 Passus II

この詩の第1の dream vision の結びとなる Passus II の Mede the mayde〈報酬姫〉をめぐるエピソードはプロローグの二つの symbol, 「塔」

〈真理〉と「土牢」(虚偽)の在り方が〈聖教会〉の教えにより、現世的にはっきりあらわされることになる。即ちこの世の財宝に毒された托鉢修道士や法律家達、社会のあらゆる階層にみられる不正や腐敗の現象である。

重要な対比は、〈聖教会〉は〈真理〉を、Mede the mayde〈報酬姫〉は〈虚偽〉を具現していること、〈正義〉と〈忠誠〉が真理の重要な要素であるのに対し、〈報酬姫〉と彼女の父親にたとえられている〈虚偽〉との結びつきをめぐるエピソードは法律違反の問題であり、ここでラングランドの関心が第一に正義・法に向けられていることがわかる。

Mede についての二つの定義が〈聖教会〉〈神学〉〈良心〉等によって議論されて、キリスト教倫理に基づく救済の問題と、地上界における政治や法律の概念問題が比較対象されながら国王はじめ法律家・商人・宗教家等多様な人間像が描かれている。

‘That is Mede the mayde’, quod she • ‘hath noyed me ful oft,
And ylakked my lemman • that Lewte is hoten,
And bilowen hire to lordes • that laws han to kepe.
In the popis paleys • she is pryue as my-self,
But sothenesse wolde nougt so • for she is a bastarde. (l. 20~24)

〈聖教会〉は Mede の性格が持つ虚偽の側面、つまり bribery (収賄) の意味を述べ、この種の報酬を手にする者は、

And what man taketh Mede • myne hed dar I legge,
That he shal lese for hir loue a lappe of caritatis. (l. 34~35)
caritatis¹³⁾ (慈悲) を恵まれないと語る。いわゆる reward と salvation の関係、地上における正しい reward とは何かを示す次の箇所では

How construeth Dauid the kynge • of men that taketh mede,
And men of this molde • that meynteneth treuthe,
And how ze shal saue zow-self • the sauter bereth witnesse,
Domine, quis habitabit in tabernaculo tuo, &c. (l. 36~39)

「ダビド王は報酬を手にする人と真理に従って生きる人についてどのよう

に説いているか。どの様にして救いを得られるか」について、「詩篇」を引用して詩人は論ずるが、この場合の reward は主に人間界のものであり天上界における reward については Passus VII の Pardon の場面に展開されることになる。

5 Passus III

〈報酬姫〉は〈虚偽〉との不和をめぐって裁きをうけるべく国王の前につれ出され、その本性の善悪を問われることになるのであるが、この詩ではよこしまな性質の報酬即ち, bribery の擬人化された役を持っているため、聖俗いずれの面でも法をおかす腐敗した影響を周囲に与える結果となる。彼女が到着すると裁判官・聖職者等からうやうやしくたてまつられる。

They that wonyeth in Westmynstre • worschipped hir alle; (l. 12)

彼らは〈報酬姫〉の有利になるように力を惜しまないと誓い、彼女はその返礼に高価な品々、

Coupes of clene golde • and coppis of siluer,

Rynges with rubies • and ricchesses manye, (l. 22~23)

を与える。1370~80年代の封建的忠誠心が歪められた形であらわれている一つの風刺である。〈良心〉は〈報酬姫〉が法をないがしろにし、真実の道を生きぬこうとする人々を悲しませる不正の働きを重ねていると非難するが、それに対して〈報酬姫〉は国王・教皇・聖職者・商人・職人が皆報酬を手にし、

No wigte as I wene • with-oute mede may libbe. (l. 226)

報酬なしに生きることは出来ないとはいはるのである。しかし〈良心〉は国王に向かって報酬には二種類あることを旧約の詩篇を引用して説くがその根底にあるのは「真理」の概念である。Reason と Justice に従って行動し、貧しい人々を勇気づけ、真理を追究する人々、罪のない正しい人々を救い助けて真理の側に立つ人々は最後の審判の時に神からこの第一の聖なる報酬を恵まれると説き、第二の種類に属する報酬は真の価値を持たない

もので権力ある者達が執着を示すが、これを手にする者は厳しい償いをせねばならない。これは正義に反し法をおかすものであり、詩人は国家と国王のあるべき姿を旧約のサウルとアガグの物語を引用して展開する。統治者になる資質は〈理性〉であり、真理を守るものは〈良心〉によれば *loue* (愛), *lowness* (謙虚), *lewte* (忠誠) であり、真理にそむいて罪をおかす者には〈忠誠〉によって法が力を示すことになる。

人々の間に完全な平和が訪れ、武器を持つ者は死にいたり、理想国家到来が述べられるけれども、そのような至福が訪れる前に人々は最悪の状態 (*the worste*) を経験せねばならないと予言する。

6 Passus IV

不正を裁く権限をもつ *Reason* は道徳的判断力を持った有能な調停者の役割をも務めるのであるが〈良心〉と〈報酬姫〉の和解のために国王のもとに急ぎ参ずるように命じられる。人間の知恵を象徴する二人の人物 *Wisdom* と *Witty* は報酬 (収賄) を用いてある事件の解決のため、〈理性〉から策を教えてもらうべくあとを追って来るのであるが、二人とも狡猾さと利己主義をあらわす人物であり〈良心〉はこの二人に注意するよう〈理性〉に忠告して次のように語る。

“There aren wiles in here eorded • and with Mede thei dwelleth;
 There as wratthe and wranglyng is • there wynne thei siluer,
 Ac there is loue and lewte • thei wil nougte come there;
 Contricio et infelicitas in vijs eorum, &c. (l. 33~35)

彼らの言葉にはたくらみがあり *Mede* を悪用して生活しており、争いごとのあるところから金品を得て、誠実や愛のそばには近寄らない者達である。

〈理性〉と国王の話合いの場に *Pees* 〈平和〉が一枚の訴状を提出し、*Wronge* 〈悪〉が働いた悪行の数々をあげるが、それらの違反は不正そのものである。しかし *Pees* は法を完全にまもることなど心になく、出来る

限り全ての事を平穩に解決したいと願うのみである。Witty と Wisdom は
 ‘Bettere is that bote • bale adoun brynge,

Than bale be ybette • and bote neuere the bettere.’ (l. 92~93)

罰だけで弁償がなされないよりも、弁償で償いをさせる方が bettere であると述べる。この ‘bettere’ は言うまでもなく「得策」であり「有利」であるという意味で使われており、この種の Witty の判断こそ〈理性〉が真に法にかなった裁判を行なう場合に避けねばならない性質のものである。〈報酬姫〉は〈平和〉に〈悪〉の許しを乞うため金の贈り物をし、〈平和〉はそれに応えて国王に〈悪〉のため慈悲が与えられるようにと願う。

Pitously Pees thanne • prayed to the kynge

To haue mercy on that man • that mys-did hym so ofte:

‘For he hath waged me wel • as Wysdom hym tauzte,

And I forgyue hym that gilte • with a goode wille;

So that the kynge assent • I can seye no bettere;

For Mede hath made me amendes • I may namore axe.’ (l. 98~103)

48行から60行にかけての〈悪〉にまつわる訴状の内容から法律による罰が厳し過ぎると思われるものもあるかもしれない¹⁴⁾。しかし詩人はあくまで〈理性〉の下す判断に関心を寄せており、不正を憂う心が、諸々の悪は罰せられるべきであるという信念となって詩の中にはっきり示されている。不当な慈悲とかあわれみは法律を守ろうとする者にとり正義の力を弱めるものにすぎなくなる。

国王は再度悪行の内容を確めるため Mede をもって罰に代わる償いにかえることに反論するのである。

Wronge wendeth nouzte so awaye • arst wil I wite more;

For loupe he so lityly • laughen he wolde, (l. 105~106)

悪の償いはなされておらず、事実を確かめねばならない。もし簡単に償いから逃げられるものならば笑ってすまされてしまうだろうからと。罪をお

かした人達が賠償金だけでのがれることが出来れば、法そのものと、法を権威あるものとしている善悪の基準がそこなわれてしまうであろう。人間には法と罰によって与えられる現実的な正義の基準が必要である。

And efte the balder be • to bete myne hewen; (l. 107)

放置すれば今にもっと大胆に人々を墮落させるであろうという国王の言葉の中には、金品による償いは悪を行なった者達の将来を考えた時、悪い習慣があらためられる確証にはならないということが示されている。

国王は〈理性〉が慈悲を与えるようになるまでは〈悪〉を牢に閉じこめておくように命じ、〈良心〉と〈報酬姫〉の和解について結論を出すよう〈理性〉に依頼する。〈理性〉は〈良心〉と同様厳しい態度をかえず、慈悲と報酬は相いれないものとする。慈悲は金品と交換で売買することの出来ないものであり、罪は償われるべきものである。

‘Rede me nougte,’ quod Resoun • ‘no reuthe to haue,

Til lordes and ladies • louien alle treuthe

And haten al harlotrye • to heren it, or to mouthen it; (l. 113~115)

以下どのような場合に ‘reuthe’ (慈悲) を認めることが出来るか、 ‘til’ をくり返した文節で述べつづけるのである。当時のあらゆる階層にわたって日常生活・教育等を批判、又法律家・宗教家の墮落した行為と価値観を非難すると同時に詩人の理想とする社会が描かれている。

〈報酬姫〉がこの法廷を支配している間は、慈悲を与えることは出来ないとし、

And zet,’ quod Resoun, ‘bi the rode • I shal no reuthe haue,

While Mede hath the maistrye • in this moot-halle. (l. 135~136)

又 grace は贈り物と引きかえに与えられるものでなく、まして収賄であわれみをたれることなど出来ないとして主調する。そして〈理性〉はもし自分が国王の座についたならば、いかなる罪も必ず罰すると宣べる。

I sey it by my-self,’ quod he • ‘and it so were

That I were kynge with crowne • to kepen a rewme,
 Shulde neuere wronge in this worlde • that I wite myzte,
 Ben vnpunished in my powere • for peril of my soule!
 Ne gete my grace for giftes • so me God saue!
 Ne for no mede haue mercy • but mekenesse it make. (l. 137~142)

〈報酬姫〉がやむなく〈理性〉の言葉に従うことにした時‘sysour’（裁判陪審員）と‘sompnoure’（教会裁判所召喚吏¹⁵⁾）等が

Ac a sysoure and a sompnoure • sued hir faste,
 And a schireues clerke • byschrewed al the route,
 ‘For ofte haue I,’ quod he • ‘holpe zow atte barre,
 And zit zeue ze me neuere • the worthe of a russhe.’ (l. 167~170)

尚も不当な利益にあずかろうとする有様は作者の単なる潔癖さを示すのではなく、当時の荒廃した法律家達への憤りであり、法の無力さを歎く鋭い批判である。更に〈理性〉と〈良心〉が国家を正しく導き、究極的には「愛」が国家の理念となることを強く念願するのである。

詩人は〈慈悲〉にどのような役割と価値を与えているのかを考える時、現代と中世とでは当然時代思潮が持つ価値基準が異っている事に注意すべきであろう。同時に詩全体について言える事であるが、詩人の社会的倫理観とキリスト教的倫理観の交錯したあらわれ方にも解釈の難しさがある。法の存在をゆるがすような慈悲は徳ではなく不道徳とみなされることはよくあったことは当然であるし、統治者が慈悲心を持つことはこの上なく賞讃されても、公平さを欠く慈悲はやはり不当なものであった。第一の夢はここで終り、ピアズは第二の夢にいざなわれる。

7 Passus V

Passus IV で法律の権威を立証した〈理性〉は自分の行なう裁きが正義と真理に基づいて確立されるように国内で説教するため、国王の前にその報告に参じ、夢でみた世界としてその理想を説き始めるのである。

第一の夢の部分では社会全体にわたってどのように改められるべきか、Mede を中心にして描かれているが、ここではより個人的精神的な意味で人間救済の vision が示されている。

先ず社会のさまざまな階層で、治める側に立たされた人達、国王・教皇・司祭・聖職者・法律家達にそれぞれ規範となる道徳律を述べ伝え、特に勤勉さと正しい行ないを強調して、そこには時代の背景が反映されている。

‘Andge that han lawes to kepe • late treuthe bezowre coueytise,
More than golde or other gyftes • if ge wil god plesse:
For who-so contraieth treuthe • he telleth in the gospel,
That god knoweth hym nougte • ne no seynte of heuene,
Amen dico vobis, nescio vos. (l. 53~56)

真理は法律や力のある者のみにかかわることではなくて、全ての人間が守るべき道を示すもので、詩人の心は社会的世俗の問題から宗教的主題に移ってゆく。

And ge that seke seynte Iames • and seintes of Rome,
Seketh seynt Treuthe • for he may saue zow alle; (l. 57~58)

〈真理〉を訪ねよ、何故なら彼こそ汝らを救うことが出来るのであるからと説き、Repentance 〈悔俊〉という名の聴罪司祭が同じ内容をくり返し、七罪源がつぎつぎ悔い改めて罪の償いを誓う。

‘Shal neuere heizge herte me hente • but holde me lowe,
And suffre to be myssayde— • and so did I neuere.
But now wil I meke me • and mercy biseche,
For al this I hauc • hated in myne herte.’ (l. 68~71)

心を謙虚にして侮辱に耐え柔和な心で慈悲を求める〈傲慢〉ではあるが、この柔和・謙虚さは傲慢と対立する徳であり Passus IV で Mede によって求められたのと対象を示すものである。Passus IV では〈理性〉がつとめた役を Passus V の魂の法廷の場では〈悔俊〉が受け持ち慈悲と赦しを

与えることになる。しかし神の justice が amend (回心) によって充たされない限り、慈悲の力を赦しの領域にまでひろげることは出来ないのである。

〈嫉妬〉は怒りそねみに苦しみながら、心の痛みをとりのぞいてくれるものはいないのであろうか、

May no surge ne swete thinge • asswage my swellynge, (l. 122)

と歎願する。〈悔俊〉は

‘Sorwe of synnes • is sauacioun of soules.’ (l. 126)

最善の道として罪を悲しむことが魂の救いとなると教え、〈嫉妬〉は

I wil amende this, 3if I may • thorw myzte of God almyzty. (l. 132)

かなうことなら全智全能の神にすがり悔い改めたいと結ぶ。これは〈悪〉が Mede という不正な形で赦しを乞うたのとは異り全てを神にゆだねるまでに救いを求める心が高められている。

〈貪欲〉と名のる不道徳な商人の悪行には〈悔俊〉は徹底して悔い改めと償いを求め、それがはたされるまでは神の慈悲をたれることはせず、不正を働いて得られた財宝は神や社会への借財となりよこしまな者の手によって使われるであろうと戒める。そして〈理性〉によって〈貪欲〉が償いをなした事が記録されるまでは罪を許すことは出来ないと説く。しかしこの世の人間のあらん限りの悪行も、神の慈悲に比べれば大海で燃える炭火のようなものであり、

And al the wikkednesse in this worlde • that man myzte worche or thynke,

Ne is no more to the mercye of god • than in the see a glede;
(l. 290~291)

慈悲にすぎることのみ求めるように教える。慈悲によらず賠償によって〈貪欲〉が赦されることはないであろうから司教のもとにその財をゆだねれば、魂のためにもっとも役立つようになり、そうすれば

For he shal answeere for the • at the heygh dome,

For the and for many mo • that man shal zif a rekenynge. (l. 300
~301)

最後の審判の日に司教が代ってこたえてくれるからと説く。

〈貪欲〉はこれまで浪費の罪をおかしていることを告白して悪しき生活を悔い改める。

〈怠惰〉は長い間司祭職を務めたにもかかわらず日常における怠惰は言うに及ばず、

I haue made vowes fourty • and for-geete hem on the morne;
I parfourned neure penaunce • as the prest me hizte,
Ne ryzte sori for my synnes • zet was I neuere.
And zif I bidde any bedes • but if it be in wrath,
That I telle with my tonge • is two myle fro myne herte. (l. 404
~408)

40回誓いをたててもすぐ忘れ、自分の罪を心から悲しむことなど全くなく、ロザリオの祈りも心がこもらず自ら誓ったことを守らないという、不信仰の厳しい批判の対象になっている。社会的にも精神的にも果すべきつとめをおこたる有様は〈貪欲〉に通じたものを持っている。

Visilate 〈警戒せよ〉という名の見張人は

And seide, ‘ware the fram wanhope • wolde the bitraye.
“I am sori for my synnes” • sey so to thi-selue,
And bete thi-selue on the breste • and bidde hym of grace;
For is no gult here so grete • that his goodnesse nys more.’ (l. 452
~455)

この世の罪がいかに重くあろうとも神の慈愛は更に大きい故、心の底から罪を悲しみ神に恩寵を乞うようにと説き、〈怠惰〉はようやく回心の誓いを立てるのである。即ち不正をおかして手に入れたものは全て持ち主に返しローマへの旅よりは

I shal seke treuthe arst • ar I se Rome! (l. 468)

真理への巡礼に出かけると。この〈怠惰〉につつき同じくよこしまな手段で他人のものをうばいとる盗人ロバートは reddite (負い目を返せ) という名の人物に会い罪を償うという知恵も働かない自分をあの最後の審判の日に咎めだてしないように頼む。そこで〈悔俊〉は

And thanne had Repentance reuthe • and redde hem alle to knele,
 'For I shal biseche for al synful • owre saueoure of grace,
 To amende vs of owre mysdedes • and do mercy to vs alle. (l. 485
 ~487)

罪ある全ての人々のため救い主の慈悲を願い人間の罪を赦し慈愛が与えられるように祈りを捧げる。この世で言葉と想いと行ないにおいて神に背いた者であっても慈愛を与えられるようにと。この慈愛は Mede を媒介に行なわれる回心に与えられるものとは別の種類のもので真の回心によって恵まれるものである。しかし回心だけでは不十分で、〈真理〉への巡礼を行なうことではじめて誓いを成就させることが出来るのであるが、それには導き手が必要になる。魂の救われを求めて聖地を巡礼してきた人々も〈真理〉への道は知らず、そこに農夫ピアズがあらわれる。彼は〈良心〉と〈理性〉に教えをうけ、自らは〈真理〉の命ずるままに勤しんできたので、〈真理〉のすむところを教えることは出来るが、礼をうけとることはできないと語り、そこへの道は自分で辿るようにと、守るべき心の掟をアレゴリカルな表現で教える。

ピアズによれば〈真理〉に通じる道はまず Meeknesse 〈温和〉であり、次は〈良心〉でそこにはキリストによって真理が示されるところである、即ち何よりもあなた方は神を愛し隣人を傷つけることなく、他人に対しては自分が望む以外のことは決して行なわないこと、神の律法の全てが試みられるところである。最後に太陽のように輝く宮殿に迎り着き、恩寵のゆるしによってそこに入ることが許された時、人は真理を心の中に見出す者となり、心の主人である真理に従うことが求められる。しかし自らの善き行ないに思い上った者は七つの善徳の何れかの助けによらない限り真理の

宮殿に入ることは出来ない。ただし Mercy（聖母マリアとイエズスの慈悲）にゆだねられることによって全ての人々が真理に導かれるという希望が達成されるとピアズに語らせて、詩人はカトリック信仰の真理を説き続ける。

以上読みすすめてきたように作者ラングランドがこの詩にあらわしたアレゴリカルなエピソードには、現世的日常生活にみられる人間のさまざまな心の有様と、神の真理顕現のために創られた人間に求められるカトリック信仰の理想の人間観・倫理観が示されている。Passus VI 以下については次の稿で考察を続けることにする。

注

- 1) 小山, 亜細亜大学教養部紀要, 第25号, 1982.
- 2) N. Coghill, *Langland: Piers Plowman*, Longmans, 1964, p. 3.
- 3) A. W. Ward, *The Cambridge History of English Literature*, vol. 11, 1967, p. 41.
- 4) 生地竹郎, 「十四世紀の英文学」, 文理, 1976, p. 93.
- 5) *The Cambridge History of English Literature*, p. 1.
- 6) E. W. Skeat (ed.), *The Vision of William Concerning Piers The Plowman*, Oxford Univ. Press, 1979. 以下引用はすべて、この版による。
- 7) 生地竹郎, 「農夫ピアズの夢」II, p. 11.
- 8) Myra Stokes, *Justice and Mercy in Piers Plowman*, p. 64.
- 9) 生地, 前掲書, p. 30.
- 10) M. Stokes, p. 67.
- 11) 生地, p. 34.
- 12) *ibid.*, p. 53.
- 13) *ibid.*, p. 70.
- 14) Stokes, p. 144.
- 15) 生地, p. 71.

Bibliography

- (1) Myra Stokes, *Justice and Mercy in Piers Plowman*, Croom Helm Ltd., 1984.
- (2) Janet Coleman, *Piers Plowman and the Modern*, 1981.
- (3) Margarete E. Goldsmith, *The Figure of Piers Plowman*, D. S. Brewer, 1981.
- (4) Stella Brook (ed.), *Piers Plowman*, Manchester Univ. Press, 1975.

- (5) E. D. Kirk, *The Dream Thought of Piers Plowman*, New Heaven, 1972.
- (6) P. Martin, *Piers Plowman; The Field and the Tower*, Macmillan, 1979.
- (7) B. H. Smith, *Traditional Imagery of Charity in Piers Plowman*, The Hague, 1966.
- (8) 生地竹郎, 「農夫ピアズの夢」I, 1968; II, 1969, 篠崎書林。
- (9) 生地竹郎, 「ウィリアムの見た農夫ピアズの夢」, 篠崎書林, 1974.
- (10) 柴田忠作, 「農夫ピアースの夢」, 東海大学出版会, 1981.